

静岡市教育大綱の策定について

1 趣旨

本年3月に本市の第3期 教育振興基本計画が、教育委員会により策定された。
この計画は、教育機関を中心とした子どもに関する取組を計画の対象としている。

しかし、乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行う必要があるとともに、乳幼児期の教育にとって、家庭環境は欠かせない基盤となることから、保育・子育て支援といった福祉施策とも連携しながら、良好な家庭環境を形成していく必要がある。

また、人生100年時代を見据え、全ての人が生涯学び、活躍できる環境を整備する必要があるとともに、健やかな体や、豊かな人間性を形成していくために、教育機関以外においても、スポーツや文化に触れる機会を創出していく必要がある。

そして、令和5年6月16日に国の第4期教育振興基本計画が閣議決定され、「総括的な基本方針・コンセプト」に「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が盛り込まれるなど、新しい概念や幅広い視点での計画が策定された。

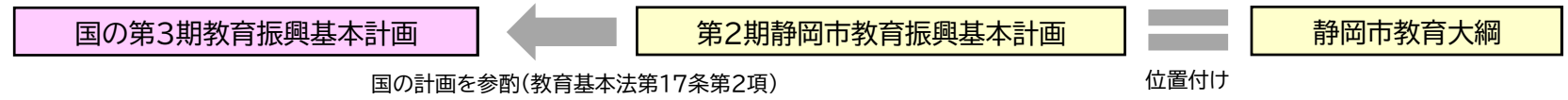
市の教育大綱は、地方公共団体の長が策定する総合的な施策の大綱であり、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し策定することとされていることから、新しい概念や幅広い視点が含まれるべきである。

そこで、本市では、教育委員会が策定した教育振興基本計画とは別に、「乳幼児からお年寄りまで全ての市民を対象」とし、「教育機関のみならず、家庭や地域といった社会全体を包含した内容」といった新しい概念や幅広い視点で「静岡市教育大綱」を策定する。

2 これまでの経緯

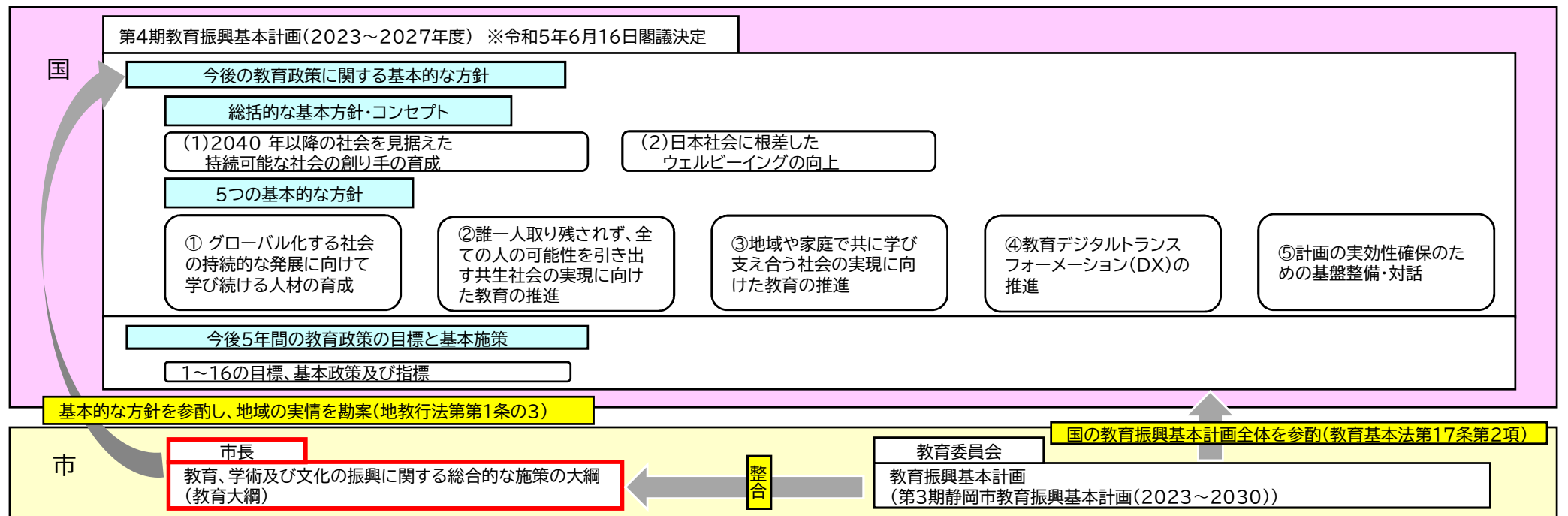
地方公共団体において、教育振興基本計画を定めている場合には、地方公共団体の長は、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えると判断することができる(平成26年7月17日付け 文部科学省初等中等教育局長通知)ことから、本市においては、平成27年5月22日開催の総合教育会議にて、第2期静岡市教育振興基本計画を本市の教育大綱として位置付けることを確認した。

しかし、教育大綱は、教育委員会の所掌事務だけでなく、学術や文化といった幅広い分野を対象に策定すべきものであり、教育委員会策定の教育振興基本計画を教育大綱としたことは範囲が狭かったことに加え、教育振興基本計画を教育大綱として位置付けるにあたり、法で定められた、長による公表がなされていなかった。

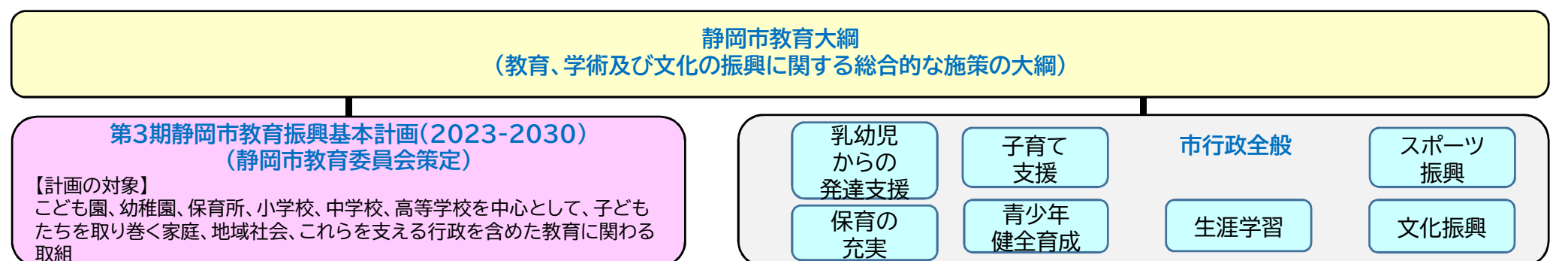


令和5年3月に、第3期静岡市教育振興基本計画を教育委員会が策定したが、当該計画を教育大綱として位置付けていないことから、現在、教育大綱が存在しない状態となっている。

3 「国の教育振興基本計画」と「市の教育大綱及び教育振興基本計画」との関係



4 静岡市教育大綱の策定範囲と第3期静岡市教育振興基本計画との関係



5 静岡市教育大綱の策定スケジュール

年度	令和5年度					令和6年度						
月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
総合教育会議 教育大綱策定		★ 策定の考え方について (12/6)	→ 素案策定 →			★ 素案の審議 (3月) ↑ 子育て・教育現場での活動者と適宜意見交換	→ 修正 →	★ 修正案の審議 (5月)	→ パブコメ →		★ パブコメ結果 (7月)	完成